

ID: 90

担当部署: 子育て支援課

処分の概要	支援金の支給の決定		
例規名 根拠条項	村田町子育て支援金支給条例 第9条第1項		
例規番号	令和3年条例第2号		
【基準】			
<p>第4条から第6条まで及び第9条の規定による。 (満1歳祝金の受給資格者)</p> <p>第4条 前条の受給資格者は、次の各号に定める要件をすべて満たす児童の保護者等とする。</p> <p>(1) 出生後最初の住民基本台帳の記載が本町にされた児童であること。</p> <p>(2) 前号に該当する児童が満1歳に達する日に継続して町内に住所を有していること。 (小学校入学祝金の受給資格者)</p> <p>第5条 第3条第2号の受給資格者は、次の各号に定める要件をすべて満たす児童の保護者等とする。</p> <p>(1) 前条に規定する満1歳祝金を受給していること。</p> <p>(2) 前号に該当した児童が小学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、義務教育学校、特別支援学校の小学部をいう。以下同じ。)に入学する年の4月1日まで引き続き町内に住所を有していること。 (小学校入学支援金の受給資格者)</p> <p>第6条 第3条第3号の受給資格者は、前条に規定する児童以外で小学校に入学する年の4月1日現在において、住民基本台帳の記載が本町にされている児童の保護者等とする。 (支給決定等)</p> <p>第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請内容の審査及び受給資格の調査を行ったうえで、支給の可否を決定するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の規定により支給をすることと決定したときは、申請者に対し通知し、速やかに支援金を支給するものとする。ただし、支給方法については規則に定めるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日